

【自己負担の割合について】

後期高齢者医療制度で医療を受ける方は、所得に応じて保険証に自己負担割合（1割または3割）が記載されています。

後期高齢者医療制度では、毎年8月1日の保険証の切り替えに合わせて自己負担割合を判定し、変更しています。そのため、保険証の有効期限は7月31日になっています。

【基準収入額適用申請について】

所得状況（課税所得145万円以上）により3割負担になった方でも、次のいずれかの条件を満たす場合は、役場健康保険課または各コミュニティセンター住民サービス室で申請していただくと1割負担になります。

ただし、認定日は申請月の翌月の1日からです。

●判定基準

①被保険者が1人の場合・・・前年の収入額が383万円未満

※ ただし、383万円以上でも同じ世帯に70歳から74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満。

②被保険者が2人以上の場合・・・前年の収入合計額が520万円未満

（注）収入額とは、必要経費や公的年金等控除などを差し引く前の金額です。（所得金額ではありません。）